

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III-3 業務の適切性等</p> <p>III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p><u>(1) 一般的な留意事項</u></p> <p>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、<u>告示の趣旨に従って適切に実施される必要がある</u>。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支え</p>	<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III-3 業務の適切性等</p> <p>III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-3-2-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p><u>自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、「<u>銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項</u>」（以下「<u>開示告示</u>」という。）に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</u></p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支え</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
ないものとする。	目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。
(新設)	<p><u>(注) III-3-2-4-4</u>は、主に銀行が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結の自己資本比率を算出する場合や銀行持株会社が連結の自己資本比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p><u>(1) 定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>① <u>「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. <u>「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>告示第3条又は持株自己資本比率告示第3条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</u></li> <li>・ <u>連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</u></li> </ul> </li> <li>ロ. <u>「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」</u>には、一覧表示等の方法により、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の総資産の額及</li> </ul>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>び純資産の額並びに主要な業務の内容</u></p> <p><u>② 「銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p><u>イ. 銀行のビジネスモデルとリスクプロファイルとの整合性がどのように確保されているかの説明（例えば、ビジネスモデルに係る主要なリスクの説明と、その主要なリスクが、それぞれのリスクカテゴリーのなかでどのように管理され、開示されているかの説明等）及び銀行のリスクプロファイルが、取締役会で承認されたリスク許容量とどのように関連付けられているかの説明</u></p> <p><u>ロ. リスク・ガバナンス体制。例えば、銀行内における責任の所在（それぞれの権限、権限の委譲、リスクカテゴリー別及び事業部門別の責任の分担等）、リスク管理プロセスに関する組織、部門間の関係（取締役会、取締役、各リスク委員会、各リスク管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門等）</u></p> <p><u>ハ. 銀行内でリスク文化を醸成するための方法（行動規範、リミットの管理方法や抵触した場合の手続、業務担当者（ビジネスライン）とリスク管理部署との間でリスクに係る課題を提起、共有するための手続等）</u></p> <p><u>ニ. リスク計測システムの対象範囲と主な特徴</u></p> <p><u>ホ. 取締役及び取締役会等へのリスク情報の報告手続き。特に、エクスポートジャーナーに関する報告の範囲と主な内容</u></p> <p><u>ヘ. ストレス・テストに関する定性的情報（ストレス・テストの対象となるポートフォリオ、採用したシナリオと使用した手法、リスク</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>管理におけるストレス・テストの利用等)</u></p> <p>ト. <u>銀行のビジネスモデルから生じるリスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略と手順、ヘッジと削減策の継続的な有効性をモニタリングするための手順</u></p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ビジネスモデルに基づいた信用リスクプロファイルの説明</u></li> <li>・ <u>信用リスク管理方針を決定し、信用リスク限度額を設定する基準と方法</u></li> <li>・ <u>信用リスク管理・コントロールに関する体制と組織</u></li> <li>・ <u>信用リスク管理部門、与信管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門の関係</u></li> <li>・ <u>信用リスクエクスポージャーと信用リスクの管理機能に係る報告の範囲と主な内容</u></li> </ul> <p>ロ. 「会計上の引当て及び償却に関する基準の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>引当て・償却の方針及び方法（信用格付け与、債務者区分、債権区分、資産分類の概要（区分の定義、区分方法及び対象資産の範囲に関する説明を含む。）と引当て・償却の額の算定方法を含む。）</u></li> <li>・ <u>債権を危険債権以下に区分しない（あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない）ことを許容する三月以上延滞債権の延滞日数の程度、及びその理由</u></li> <li>・ <u>貸出条件の緩和を実施した債権（三月以上延滞債権及び危険債</u></li> </ul>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;"><u>権以下に該当するものを除く) の定義 (三月以上延滞債権及び危険債権以下に区分しない条件、貸出条件の緩和を実施したことにより引当金の額を増加させる条件の説明を含む。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異 (デフォルトの定義やパラメーターの算出方法の差異を含む。差異がない場合は差異がないことの説明を含む。)</u></li> </ul> <p class="list-item-l1"><u>ハ. 「標準的手法採用行にあっては、エクスポート・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」については、告示第 51 条第 1 項又は持株自己資本比率告示第 29 条第 1 項に基づき、個別格付が付与されていない債権に、当該債務者が負っている他の債務の個別格付を適用している場合、その適用に当たっての運用プロセス及び適用状況の説明</u></p> <p class="list-item-l1"><u>二. 「内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項」のうち、「内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要」</u></p> <p class="list-item-l2"><u>a. 「資産区分ごとの格付付与手続」については、各ポートフォリオにおいて用いられる主なモデルの数、同一のポートフォリオに含まれるモデル間の主な差異に関する説明</u></p> <p class="list-item-l2"><u>b. 「パラメーター推計及びその検証体制」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>P D : 推計と検証のための定義、方法、データに係る説明 (デフォルトの可能性が低いポートフォリオ (L D P : Low Default Portfolio) の P D の推計方法、規制上のフロアの適</u></li> </ul>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>用状況、少なくとも過去3期分のPDの推計値と実績デフォルト率の間の差異の主要な要因等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>LGD : 景気後退期 LGD の推計方法、LDP の LGD の推計方法、デフォルト時からエクスポージャーの清算（終結）までに要する期間に係る説明等</u></li> <li>・ <u>EAD : EAD 推計に当たって用いられた前提や仮定等</u></li> <li>c. 「内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>使用するモデルの開発、承認、変更手続きを行う部門の役割</u></li> <li>・ <u>リスク管理部門と内部監査部門との関係、モデルの検証機能がモデル開発から独立していることを確保する手続</u></li> <li>・ <u>モデルに係る報告の範囲と主な内容</u></li> </ul> </li> </ul> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. <u>ネットティングを利用する方針及びプロセスの基本的な特徴並びにネットティングの利用状況に係る説明</u></li> <li>ロ. <u>担保評価・担保管理の方針・プロセスの基本的な特徴</u></li> <li>ハ. <u>使用する信用リスク削減手法におけるマーケット・リスク又は信用リスクの集中状況に関する説明（例えば、保証人の種類別、担保の種類別又はクレジット・デリバティブにおけるプロテクションの提供者別にエクスポージャーを集計したときの、特定の区分へのエクスポージャーの集中状況）</u></li> </ul> <p>⑤ 「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</u></p> <p>イ. <u>カウンターパーティ及び中央清算機関に対するエクスポージャーに関するリスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針</u></p> <p>ロ. <u>担保、保証、ネットティングその他の信用リスク削減手法に関する評価並びに担保等の管理の方針及び処分手続の概要</u></p> <p>ハ. <u>誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理のための方針</u></p> <p>二. <u>自行の信用力悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明</u></p> <p>⑥ <u>「証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項」</u></p> <p>イ. <u>「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要」については、銀行の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度及びリスクの種類を含む。）（銀行勘定と特定取引勘定を区別すること。また、再証券化取引を行っている場合は、区別すること。以下この⑥において同じ。）</u></p> <p>ロ. <u>「体制の整備及びその運用状況の概要」については、再証券化エクスポージャーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異</u></p> <p>ハ. <u>「証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」については、少なくとも当事業年度に行った証券化取引のほか、銀行が自己資本比率を算出する上で当該証券化目的導管体を連結の範囲に含めているかどうかの別</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>二. 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団の子法人等及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引による証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」については、少なくとも当事業年度に行った証券化取引</p> <p>ホ. 「内部評価方式を使用している場合には、その概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み（統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する評価結果等を含む。）</li> <li>・ 内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係（当該適格格付機関についての情報も含む。）</li> <li>・ 所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法</li> <li>・ 内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター</li> </ul> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行のトレーディング活動の戦略目標及びマーケット・リスク管理のプロセス</li> <li>・ マーケット・リスク管理部署の体制及び役割</li> <li>・ リスク量に関する報告及び計測システムの範囲と主な内容</li> </ul> <p>ロ. 「内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲」</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>a. バリュー・アット・リスク及びストレス・バリュー・アット・リスク</u></p> <p>i ) 内部モデル方式の適用範囲（リスクカテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別）</p> <p>ii ) グループ内の異なる拠点において、複数のモデルを使用している場合には、拠点別の使用しているモデルに関する説明</p> <p>iii) モデルの概要</p> <p>iv) 内部管理に用いるモデルと規制上のモデルに差異がある場合には、その差異に関する説明</p> <p>v) バリュー・アット・リスクに関する以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>ヒストリカル・データの更新頻度</u></li> <li>- <u>ヒストリカル・データの観測期間</u></li> <li>- <u>ヒストリカル・データの重み付けの方法</u></li> <li>- <u>10営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては保有期間の換算方法</u></li> <li>- <u>バリュー・アット・リスクの合算方法（一般市場リスクと個別リスクの合算、リスク・ファクター間の合算等）</u></li> <li>- <u>価格再評価の手法（フルバリュエーション法、センシティビティ法等）</u></li> <li>- <u>リスク・ファクターの変動の捕捉（絶対リターン、相対リターン等）</u></li> </ul> <p>vi) ストレス・バリュー・アット・リスクに関する以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>ストレス期間の選定方法とその根拠</u></li> </ul>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>価格再評価の手法（フルバリュエーション法、センシティビティ法等）</u></li> <li>・ <u>10営業日を下回る保有期間にによって算出したストレス・バリュー・アット・リスクについては保有期間の換算方法</u></li> <li>vii) <u>ストレス・テストに関する説明</u></li> <li>viii) <u>バックテスティングに関する説明</u></li> <li>ix) <u>内部モデルに使用するパラメーターの検証体制</u></li> <li>x) <u>その他モデル検証手法に関する説明</u></li> <li>b. <u>追加的リスク</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) <u>モデルの概要</u></li> <li>ii ) <u>デフォルト及び格付遷移の織り込み方法</u></li> <li>iii) <u>各種パラメーターの推定方法（PD／LGD、遷移確率、相関等）</u></li> <li>iv) <u>流動性ホライズンの設定方法に関する説明</u></li> <li>v) <u>モデル検証手法</u></li> </ul> </li> <li>c. <u>包括的リスク</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) <u>モデルの概要</u></li> <li>ii ) <u>デフォルト及び格付遷移の織り込み方法</u></li> <li>iii) <u>各種パラメーターの推定方法（PD／LGD、遷移確率、相関等）</u></li> <li>iv) <u>流動性ホライズンの設定方法に関する説明</u></li> <li>v) <u>モデル検証手法</u></li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">⑧ 「オペレーションル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</p> <p>⑨ 「出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手續及び体制の概要」</p> <p>イ. リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</p> <p>ロ. その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</p> <p>ハ. 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合については、財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。）</p> <p>⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」</p> <p>イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」については、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</p> <p>ロ. 「内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要」については、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等</p> <p>⑪ 「貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明」</p> <p>本項目の記載に当たっては、バーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」（2012年6月）の趣旨を十分に踏まえる。</p> <p>イ. 自己資本の構成に関する開示事項のうち、貸借対照表（連結自己資本比率を算出する銀行が、連結自己資本比率に関する定性的な開</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>示事項として本項目を記載する場合は、告示第3条又は持株自己資本比率告示第3条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表をいう。以下この⑪において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u></p> <p><u>ロ. 貸借対照表に表示される科目又は上記イ. の内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参考番号、記号及びその他の必要な説明</u></p> <p><u>ハ. 連結自己資本比率を算出する銀行が、連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、告示第3条又は持株自己資本比率告示第3条の規定に従い、連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合は、その差異</u></p> <p><u>⑫ 「自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明」</u></p> <p><u>イ. 開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明</u></p> <p><u>ロ. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異について、開示告示別紙様式第2号第3面で示される主要な差異項目の説明</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「<u>自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>告示第3条又は第26条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</u></li> <li>・ <u>連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</u></li> </ul> <p>ロ. (略)</p> <p>② <u>国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」</u>には、告示第25条若しくは第37条又は持株自己資本比率告示第14条の算式における「<u>自己資本の額</u>」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行主体</li> <li>・ 資本調達手段の種類</li> <li>・ コア資本に係る基礎項目の額に算入された額</li> </ul>	<p>(2) 定性的な開示事項 <u>【国内基準行・国内基準持株会社】</u></p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「<u>連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>告示第26条又は持株自己資本比率告示第15条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）</u></li> <li>・ <u>連結の範囲及び方法の違いが生じた原因</u></li> </ul> <p>ロ. (略)</p> <p>② 「<u>自己資本調達手段の概要</u>」には、告示第25条若しくは第37条又は持株自己資本比率告示第14条の算式における「<u>自己資本の額</u>」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行主体</li> <li>・ 資本調達手段の種類</li> <li>・ コア資本に係る基礎項目の額に算入された額</li> </ul>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(以下は該当する場合に記載) (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>⑨ 「<u>銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</li> <li>・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</li> <li>・ <u>銀行勘定における株式等エクspoージャーの評価等重要な会計方針。また、会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項。</u></li> </ul> <p>⑩ 「<u>銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「<u>銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要</u>」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等が記載されているか。</p> <p>⑪ <u>国際統一基準行において、「貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明」として以下の内容が記載されているか。また、本項目の記載に当たってはバーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」（2012年6月）の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</u></p>	<p>(以下は該当する場合に記載) (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>⑨ 「<u>出資等又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢</li> <li>・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針</li> <li>・ 株式等エクspoージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、<u>財務諸表規則第8条の3に準じた事項を含む。</u>）</li> </ul> <p>⑩ 「<u>金利リスクに関する次に掲げる事項</u>」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「<u>銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</u>」には、金利リスク管理のための主な前提（期限前返済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む。）、リスク計測の頻度等が記載されているか。</p> <p><u>(削除)</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>・ <u>自己資本の構成に関する開示項目のうち貸借対照表（連結自己資本比率を算出する銀行が連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合は、自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表。以下⑪において同じ。）に表示される科目の一部を構成するものが存在する場合には、当該内訳部分とその額</u></p> <p>・ <u>貸借対照表に表示される科目又は上記内訳部分が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかを判別するための参考番号・記号及びその他必要な説明</u></p> <p>・ <u>連結自己資本比率を算出する銀行が連結自己資本比率に関する定性的な開示事項として本項目を記載する場合において、自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の内容が連結財務諸表規則に基づき作成した連結貸借対照表の内容と異なる場合には、その差異</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 定量的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p><u>定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合に、その要因に係る説明。</u></p> <p>① 「<u>信用リスクに関する次に掲げる事項</u>」について、本項目の記載に当たっては、銀行の保有する資産の質 (Credit Quality of Assets) に係る定量的な開示事項の情報を補完する目的を踏まえる。</p> <p>イ. 「<u>主な種類別の内訳</u>」の例として(a)貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポー</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 定量的な開示事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「<u>銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</u>」の「<u>貸借対照表計上額、時価</u>」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p>	<p><u>ジャー、(b)債券の2類型等が考えられる。</u></p> <p><u>口、「地域別」については、少なくとも国内及び国外の区分</u></p> <p><u>ハ、延滞期間別のエクスポージャーの期末残高（危険債権以下に該当するものを除く。延滞期間は、「1カ月未満」「1カ月以上2カ月未満」「2カ月以上3カ月未満」「3カ月以上」等の区分を行うものとする。）</u></p> <p><u>② 「国際統一基準行のうち、開示告示第2条第4項第3号イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するもの」については、開示告示第2条第4項第3号に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表するG-SIBsの選定指標に係るインストラクションに従った適切な開示。</u></p> <p><u>③ 「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じた通貨ごとの内訳。</u></p> <p><u>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</u></p> <p><u>①～④ (略)</u></p> <p><u>⑤ 「出資等又は株式等エクspoージャーに関する次に掲げる事項」の「<u>貸借対照表計上額及び時価</u>」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑥ 「<u>銀行勘定における金利リスク</u>に関する銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。</p> <p>⑦ <u>国際統一基準持株会社</u>のうち、「<u>銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項</u>」第七条第五項第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものについては、第七条第五項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表する G-SIBs の選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示しているか。</p>	<p>⑥ 「金利リスクに関する銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、例えば、ある種の通貨の資産ないし負債に占める割合が5%以上である場合等、必要に応じて通貨ごとの内訳を適切に開示しているか。</p> <p>(削除)</p>
<p>(4) 連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率に関する開示事項</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率に関する開示事項 <u>【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(6) 四半期ごとの開示事項 <u>【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <p>① <u>開示告示第6条及び第9条に規定する事項</u>につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第9号から第11号、第2項及び第3項第9号から第11号、第13号並びに第14号に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号から第11号、第13号並びに第14号に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p><u>開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p><u>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>② <u>開示告示第6条第1項第11号又は第9条第1項第11号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、第6条第1項第10号又は第9条第1項第10号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</u></p> <p><u>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</u></p> <p><u>③ 「前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」又は「前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前四半期における連結レバレッジ比率又は単体レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポートジャーナルの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因。</u></p>
<p>(5) 四半期ごとの開示事項</p> <p>① <u>国際統一基準行においては、改正後の「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</u></p> <p><u>また、第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第9号から第11号、第2項及び第3項第9号から第13号に掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第9号から第13号に掲げる事項を開示する場合には、対象</u></p>	<p><u>(7) 四半期ごとの開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第 24 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく有価証券報告書、同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定に基づく四半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行なうことが適当である。</p> <p>② 第 6 条第 1 項第 13 号又は第 9 条第 1 項第 11 号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、第 6 条第 1 項第 12 号又は第 9 条第 1 項第 10 号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることが出来るように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ 内部格付手法を採用する国内基準行においては、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第 14 条及び第 17 条に規定する事項につき、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。また、その他の国内基準行においても、預金者、投資家等の利用者にとって有用な情報につき、四半期ごとに開示することが望ましい。</p> <p>④ 「前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」又は「前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因」について、例えば、前四半期における連結レバレッジ比率又</p>	
	(削除)
	<p>内部格付手法を採用する国内基準行においては、開示告示第 14 条及び第 17 条に規定する事項につき、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。また、その他の国内基準行においても、預金者、投資家等の利用者にとって有用な情報につき、四半期ごとに開示することが望ましい。</p>
	(削除)

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>は単体レバレッジ比率から 0.5%以上の増加又は減少がある場合のほか、主要な連結子会社の異動による連結レバレッジ比率の増加又は減少が生じた場合にはその変動が連結レバレッジ比率の分子（資本の額）又は分母（総エクスポートヤーの額）のいずれの変動によって生じたか、その主な要因について開示しているか。</u></p> <p>(中略)</p> <p>III-3-2-5 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣の姿勢</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 財務報告に係る内部統制システム</p>	
	<p>(中略)</p> <p>III-3-2-5 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣の姿勢</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 開示方針の策定【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>取締役会による、開示に係る手続及び体制を定めた開示方針の策定並びに行内への周知</u></li> <li>② <u>当該開示方針の主要な内容に係るディスクロージャー誌等への記載</u></li> <li>③ <u>取締役会及び上級管理職による、当該開示方針に従った適切な開示を行うための体制整備</u></li> <li>④ <u>ディスクロージャー誌等における当該開示方針に従った適切な開示が行われていることを経営陣等が確認している旨の記載</u></li> </ul> <p><u>(3) 財務報告に係る内部統制システム</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(略)	(略)
<u>(3) 利用者・投資家に分かりやすい開示</u> (略)	<u>(4) 利用者・投資家に分かりやすい開示</u> (略)